

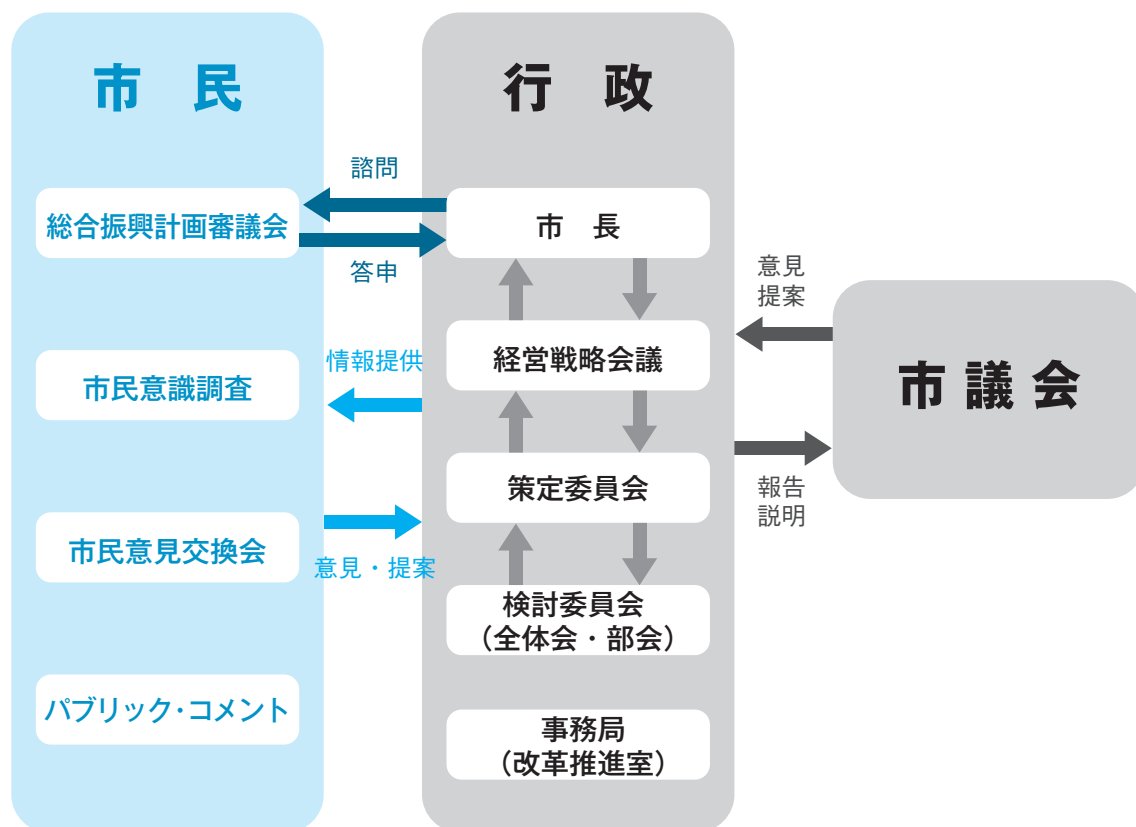
第4章

資 料

- 1 計画の策定経過
- 2 用語解説

1 計画の策定経過

(1) 計画策定体制



■市民参加

- 総合振興計画審議会：** 市民の代表者、有識者、各種団体の代表で構成。市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査・審議し、市長へ答申。
- 市民意識調査：** 市の取り組みに対する市民の評価と、今後の取り組みに対する市民の意識の調査。市民3,000人対象に実施。
- 市民意見交換会：** 計画策定に関する意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有するため開催。
- パブリック・コメント：** 後期基本計画原案を公表し、市民からの意見を幅広く募集。

■庁内体制

- 経営戦略会議：** 市長、副市長、教育長、部長、部に属さない組織の長で構成。庁内における意思決定機関。
- 策定委員会：** 部長及び副参事職で構成。計画策定に関する調査・審議、総合的な調整を行う。
- 検討委員会：** 課長職（これらの相当職を含む）で構成。計画原案の策定、その他計画策定に必要な調査・検討を行う。

(2) ふじみ野市総合振興計画審議会条例

平成18年3月30日条例第7号
改正 平成21年3月24日条例第3号
平成22年3月23日条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、ふじみ野市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の教育委員会の委員
- (2) 市の農業委員会の委員
- (3) 公共的団体等の代表
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民の代表者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、改革推進室において処理する。

(平21条例3・平22条例6・一部改正)

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(3) ふじみ野市総合振興計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

区 分	団体名等	氏 名
1号委員 (市の教育委員会の委員)	ふじみ野市教育委員会	○小熊千寿子
2号委員 (市の農業委員会の委員)	ふじみ野市農業委員会	粕谷 雄一
3号委員 (公共的団体等の代表)	ふじみ野市商工会	金子 竜太
	ふじみ野市体育協会	郷 秀樹
	ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会	鈴木 幸子
	ふじみ野市医師会	関谷 治久
	ふじみ野市町会・自治会連合会	西村 幸久
	(福)ふじみ野市社会福祉協議会	柳川 道子
4号委員 (知識経験を有する者)	文京学院大学 人間学部	◎伊藤 英夫
5号委員 (市民の代表者)	市民公募	内村 世紀
	市民公募	久慈 直美
	市民公募	西村 正博
	市民公募	茂垣 収

(4) 諮問

ふ 改 第159号
平成24年8月30日

ふじみ野市総合振興計画審議会
会長 伊藤 英夫 様

ふじみ野市長 高 畑 博

ふじみ野市総合振興計画後期基本計画（原案）について（諮問）
このことについて、ふじみ野市総合振興計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

（添付書類）

ふじみ野市総合振興計画後期基本計画（原案）（略）

(5) 答申

平成24年11月8日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市総合振興計画審議会
会長 伊 藤 英 夫

ふじみ野市総合振興計画後期基本計画（原案）について（答申）
平成24年8月30日付けふ改第159号で諮問されたふじみ野市総合振興計画後期基本計画（原案）について、当審議会で慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

別紙

答 申

合併後のまちづくりを進めるにあたり、財政基盤の強化を基軸とした効率的で効果的な行政運営を進めてこられたと思いますが、もう一つの課題であった市民や地域の融和については、行政としても努力の渦中と思われます。

この間、社会経済情勢は大きく変化し、少子高齢化や人口減少の加速化、地球環境保全に対する意識の高まり、ライフスタイルや価値観の多様化、そして平成23年の東日本大震災を契機に災害対策への重要性があらためて認識されるなど、対応すべき課題が高度化・多様化しているのが現状です。

また、地域主権が進展し、地方自治体としての責任がますます増幅しており、これに加え少子高齢化による医療・介護・扶助費等の増加により財政状況が厳しくなっています。このような状況において、多様な市民ニーズに対応していくためには、行政によるサービスだけではなく、市民や地域団体などとの連携や協力が不可欠となっています。以上のことを踏まえ、これからのまちづくりでは、市民や各種団体、NPO、企業などが、市政にさらに参画していくことが重要です。

このような認識のもと、当審議会では総合振興計画後期基本計画（原案）について慎重な審議を行いました。

総合振興計画後期基本計画（原案）では、前期基本計画の評価・見直しがなされた上で、「施策の選択と集中による計画」、「参画と協働に向けた計画」、「行政マネジメントが確立された計画」、「市民にわかりやすい計画」という計画策定の基本的な視点が示されています。そのことにより、協働意識の向上を目指した「市民の取組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）」が加えられています。併せて、政策や施策ごとに主管または関連する部課を明示することで推進体制が明らかにされています。また、6つの大綱ごとに、目指すべきまちの姿や市として実施すべき施策の目標などが、漏れなく着実に記載されていると認められ、ふじみ野市が克服すべき課題に取り組んでいこうという姿が読み取れる計画であるといえます。

従って、総合振興計画後期基本計画（原案）については、概ね妥当であると判断します。

なお、別記に示すとおり、今回の審議にあたり、各委員から多くの意見・要望が提出されています。いずれもふじみ野市の情勢に鑑みた貴重な意見として十分に配慮された上、総合振興計画後期基本計画の策定及び推進に努めていただきたいと考えます。

（別記省略）

(6) ふじみ野市総合振興計画策定委員会及び検討委員会設置要綱

平成24年5月17日

訓令第50号

(設置)

第1条 ふじみ野市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定業務の推進を図るため、ふじみ野市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び策定委員会の補助組織として、ふじみ野市総合振興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合振興計画の策定に係る総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定に関し必要なこと。

2 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各部門の現状と課題の整理及び分析を行うこと。
- (2) 総合振興計画原案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合振興計画原案の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる部局の部長職又は副参事職（これらの相当職を含む。）にある者をもって組織する。

2 検討委員会は、別表第2の所属課等の課長（これらの相当職を含む。）で組織する。

(部会)

第4条 検討委員会は、次に掲げる部会で構成する。

- (1) 第1部会 総合政策部及び総務部に関する部会
- (2) 第2部会 市民生活部に関する部会
- (3) 第3部会 福祉部及び健康医療部に関する部会
- (4) 第4部会 都市政策部に関する部会
- (5) 第5部会 教育総務部及び生涯学習部に関する部会

2 部会は、検討委員会の目的達成に必要な事項について、調査、研究等を行う。

(策定委員会の委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 策定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 策定委員会の委員長は、会議の議長となるとともに、策定委員会を代表する。

4 策定委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の委員長等)

第6条 検討委員会に委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 検討委員会の委員長は、次条で定める部会長の互選によって定める。

3 検討委員会の副委員長は、前号で委員長となった者以外の部会長を充てる。

4 検討委員会の委員長は、会議の議長となるとともに、検討委員会を代表する。

5 検討委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長等)

第7条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

- 3 部会長は、検討委員会の副委員長とともに、検討委員会の委員長を補佐する。
- 4 部会長は、会議の議長となるとともに、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 策定委員会、検討委員会及び部会（以下「策定委員会等」という。）は、必要に応じてそれぞれの委員長及び部会長が招集する。

2 策定委員会及び検討委員会の会議は、それぞれ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会及び検討委員会の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第9条 策定委員会等は、特に必要があると認めたときは、委員又は部会員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条 策定委員会等の庶務は、改革推進室において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年5月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部
総務部
市民生活部
福祉部
健康医療部
都市政策部
会計管理者
議会事務局
教育委員会教育総務部
教育委員会生涯学習部
監査委員事務局

別表第2（第3条関係）

部会名	所 属 課 等	
第1部会	秘書広報課	人事課
	財政課	管財課
	情報・統計課	税務課
	文書・法務課	収税課
	危機管理防災課	
第2部会	協働推進課	市民相談・人権推進室
	市民課	広域ごみ処理施設建設室
	環境課	市民窓口課
	産業振興課	
第3部会	福祉課	保健センター
	障がい福祉課	健康保険課
	子育て支援課	医療福祉課
	高齢福祉課	地域福祉課
第4部会	都市計画課	下水道課
	建築課	都市政策部水道課
	道路課	
第5部会	教育委員会総務課	教育委員会上福岡図書館
	教育委員会学校教育課	教育委員会大井中央公民館
	教育委員会学校給食課	教育委員会上福岡公民館
	教育委員会生涯学習課	教育委員会上福岡歴史民俗資料館
	教育委員会体育課	

(7) 市民意向の把握

① 市民意識調査

目 的	ふじみ野市総合振興計画（前期基本計画）を引き継ぎ、平成25～29年度のまちづくりの指針となる「ふじみ野市総合振興計画（後期基本計画）」を策定するにあたり、これまで市で実施してきた取り組みに対する市民の評価と、今後の取り組みに対する市民の意識を調査する。
対象・方法等	市内在住の20歳以上の市民3,000人を住民基本台帳から無作為で抽出。調査票を郵送により配布・回収。（有効回答率：53.9%）
実施時期	平成24年2月11日（土）～平成24年2月24日（金）

② 市民意見交換会

目 的	計画原案の意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有する。
対象・方法等	来場者に計画原案の説明をした後、庁内検討委員会会長及び事務局職員との間で質疑応答により、意見を伺う。
実施時期	（第1回）平成24年10月14日（日） 午前10時～ 本庁舎大会議室 （第2回）平成24年10月14日（日） 午後2時～ 大井総合支所第1会議室 （第3回）平成24年10月16日（火） 午後7時～ 本庁舎大会議室 （第4回）平成24年10月23日（火） 午後7時～ 大井総合支所第1会議室

③ 計画原案に対する市民意見の募集（パブリック・コメント）

目 的	計画原案に市民意見を反映させるために、計画原案を公表し、市民意見を募集する。
対象・方法等	ふじみ野市パブリック・コメント手続実施要綱により、計画原案を市役所、支所、公民館などの公共施設に設置するとともに、ホームページで公表し、市内に在住・在勤・在学する人から意見を募集する。
実施時期	平成24年12月12日（水）～平成25年1月16日（水）
意見数	5人（延べ25件）

(8) ふじみ野市総合振興計画後期基本計画策定経過

年 月	内 容
平成24年2月	市民意識調査の実施 ・ 調査対象：市内在住20歳以上の男女3,000人 ・ 有効回収数：1,618件（有効回収率53.9%）
平成24年3月	前期基本計画施策検証実施要領の策定 ・ 前期基本計画の施策検証を実施
平成24年4月	策定方針の決定
平成24年5月	第1回策定委員会を開催 第1回検討委員会（全体会）を開催
平成24年6月	第2回検討委員会（全体会）を開催 第3回検討委員会（全5部会）を開催
平成24年7月	第4回検討委員会（全5部会）を開催 第5回検討委員会（全5部会）を開催
平成24年8月	第6回検討委員会（全体会）を開催 第2回策定委員会を開催 第1回審議会を開催 第3回策定委員会を開催 経営戦略会議にて計画原案決定 第2回審議会を開催（諮問）
平成24年9月	第3回審議会を開催
平成24年10月	市民意見交換会（全4回）を開催 ・ 参加者数：計50人
平成24年11月	第4回審議会を開催 審議会（答申） 第7回検討委員会（全体会）を開催 第4回策定委員会を開催
平成24年12月	市議会全員協議会にて、計画原案の報告・説明
平成24年12月 ～平成25年1月	パブリック・コメントを実施 ・ 5名から25件の意見
平成25年2月	経営戦略会議にて審議した計画原案を、市長決裁により計画決定

2 用語解説

あ行

○赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称。県主導のもと、多様な事業者等の協力により、広く県内に「赤ちゃんの駅」の設置を進め、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めている。

○新しい公共

公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方。

○暗渠

地下に埋設された、あるいは地表にあっても蓋（ふた）をした導水路のこと。

○石綿セメント管

昭和30年代後半から40年代前半の水道普及期に、比較的安価だったため、全国的に普及した、石綿繊維とセメントを混ぜて成型し管状にした水道管。その後、強度のぜいじゃく性が指摘されたため、耐震性のあるものに交換する必要があるとされている。

か行

○外部評価制度

行政内部（自己評価）による事務事業評価及び施策評価に対し、市民や有識者などの、外部評価委員が専門的、さらには市民の視点に立って、市の実施する事業などにおける妥当性を検証し、市政の透明性・客観性を図るとともに、より効果的で効率的な行政運営を目指すもの。

○学校応援団

保護者や地域の住民が子どもの安全確保・授業支援・環境整備等の分野で教育活動を支援する組織。

○学校評議員

自校の学校運営に対して外部からの助言や評価を得るために、校長が推薦し市教委が承認した役員。

○合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

○換地処分

土地改良や区画整理などにより、所有権その他の権利を有する者に対し、従前の土地に換え、他の土地を与えたり、金銭をもって清算したりすること。

○行政評価システム

行政が実施する政策、施策、事務事業について、具体的な数値目標をたてて取り組み、成果を客観的に評価し、次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させる仕組み。

○経常収支比率

一般財源のうち経常的に収入される財源が、人件費・扶助費・公債費などの義務的性格の経常経費に対してどの程度充当されているかの比率。80%以上になると弾力性を失いつつあるといわれている。

○下水道普及率

総人口に対して公共下水道を利用できる区域の人口の割合のこと。公共下水道を利用できる区域の人口を総人口で割り、100を乗じて算出する。

○公共施設安全点検週間

各公共施設において、7月25日から31日の間に自主的に安全点検を実施し、緊急対応が必要な場合には、修繕や部品交換、補強等必要な措置を講じる。

○権現山古墳群

埼玉県指定史跡で、古墳時代初期に造られた前方後方墳・方墳など多くの初期古墳が残されている。

さ行

○財政力指数

財政力を示す指数で基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値。財政力指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。

○サマーレビュー

政策形成過程の一つとして、夏期期間に、新年度予算編成に向けて、扶助費や補助金などの個別事項の見直しを行うこと。

○さわやか相談員

児童・生徒の心の問題を解決するために各中学校に配置された相談員。定期的に中学校区内の小学校を訪問する。

○自治基本条例

自治体が目指す自治の理念や考え方を推進していくための基本ルールを定めたもの。主に市民・議会・行政の役割と責務、市民参加のルールや行政運営の基本的な事項を定める。

○市長と語る「ふれあい座談会」

市長が皆さんの住んでいる地域に出向き、市が取り組んでいる事業など、あらかじめ希望されたテーマについて説明をし、市政運営に対する提言や提案などについてお聞きする座談会。

○実質公債費比率

標準財政規模に対する一般会計公債費、公営企業及び一部事務組合に対する公債費支出相当額、公債費に準ずる債務負担行為支出額の合算の割合（過去3か年の平均）。

○実質収支

歳入と歳出の差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額のこと。本来なら当年度に属すべき支出と収入をそれぞれ債務、債権とみなして加味したものであり、当年度の実質的な収入と支出の差額。

○市民青パト隊

青色回転灯装着車両を用い、小学校の学区の巡回や児童の登下校の見守りを行うなど、市民によって取り組まれている防犯活動。

○社会教育

社会教育法で、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）」と定義される。教育委員会の所管になる図書館、博物館、公民館などの社会教育施設における活動を意味する場合が多い。

○社会体験受入・チャレンジ事業

市内の中学生・高校生の職場体験の場として受け入れる事業。

○生涯学習

自己の啓発や充実、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって行う学習活動。

○生涯学習ボランティア制度

市民等で構成されたグループの要望に応じて、登録されたボランティア講師を紹介する制度。経験や知識、技術を活かしたい市民や団体がボランティア講師として登録している。

○情報セキュリティポリシー

組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたものの。

○新河岸川舟運

江戸時代から昭和初期まで、川越と江戸・東京を新河岸川を通る船で結び、物資や人を運搬した。

○スクールガードリーダー

各自治体の教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察官OBや民間警備会社の社員など）で、地域学校安全指導員ともいう。

○成年後見制度

認知症高齢者や障がいのある人などで判断能力が十分でない人の権利を守るため、代理権を与えられた成年後見人が本人に代わって財産管理や福祉サービスの契約などの法律行為を行う制度。

○総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、さまざまな種目のスポーツを、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

た行

○多機能型通所施設

障がいのある人の生活支援や、就労支援・就労継続支援を行う。

○地域クリーン推進員

市内全域の各町会・自治会から2名の市民が委嘱され、地域美化活動や集積所のごみ出し状況に対する報告活動を行う。

○地域子育て支援拠点

- ・サロン型：放課後児童クラブ施設などを利用し、原則週3日以上、かつ1日3時間以上、年間150日以上開設し、専任者を1名以上配置する地域子育て支援拠点。
- ・センター型：原則週5日以上、かつ1日5時間以上開設し、専任者を2名以上配置する地域子育て支援拠点。

○地域指導協力者

主に中学校の部活動の支援を行う地域の協力者。校長からの推薦により市教委が決定する。

○地域青少年指導員

地域青少年指導員は、青少年健全育成活動を推進し、その活動を通して地域コミュニティの醸成を図ることを目的に設置している。

○地域福祉

地域社会を基盤に、住民参加や社会福祉サービスの充実に基づいて福祉コミュニティを構築し、地域住民一人ひとりの生活の質の向上を実現していこうとする社会福祉の分野・方法。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴となっている。

○地域ブランド

地域におけるさまざまな地域資源の付加価値を高め、他地域との差別化をすることによって、地域経済の活性化を図ろうとするもの。

○地域包括ケアシステム

在宅の介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、その人に対し迅速に、しかも最も適した形で地域のインフォーマルなサービスをはじめ保健・医療・福祉等のさまざまなサービスが提供される仕組みが十分に機能する体制。

○地区計画

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法のこと。

○チャレンジショップ

将来、市内で開業を希望する人に、商店街の空き店舗を借りていただくことで、店舗の経営や人材の育成などのノウハウを学んでいただく制度。

○長期優良住宅制度

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造・設備について講じられた優良な「長期優良住宅」について、その建築物及び保全に関する計画を認定し、認定に係る住宅の性能の表示によりその流通を促進する制度。この認定を受けると各種税金の優遇措置を受けられる。

○ツイッター

140文字以内の「ツイート」(tweet)と称される短文を投稿できる情報サービスをいう。

○出前講座

市民等で構成されたグループの要望に応じて職員が出向き、行政の取り組みを説明したり、専門的な知識又は技術を提供することにより、学習機会を提供する制度。

○道路サポーターズ

市が管理する道路において、ボランティアで清掃美化活動を行っている市民団体のこと。

○都市型水害

都市部で、中小河川や下水道の処理能力を超えた水量が流れ込むことでおこる水害。2つの主な理由として、近年都心部で増加しているヒートアイランド現象による豪雨の影響とアスファルトに覆われた都市構造が挙げられる。

○土地区画整理

土地区画整理法に基づき、道路や公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ること。

な行

○ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、地域でともに生活できる社会こそがノーマル（普通）な状態であるという考え方。

は行

○発達支援マネージャー

乳幼児期の早い段階から、発達障がいに関する各種相談に対応でき適切な支援ができる職員のこと。

○パブリック・コメント制度

行政が政策、制度などを決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

○病児・病後児保育制度

保育所に通所中の児童等が病気の治療中であっても、症状が安定していて入院治療の必要が無く、又は病気回復中で集団保育が困難な期間、年齢、病気の程度に応じて、看護師、保育士などが一時的に預かり、保育を行う事業のこと。

○ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と子育ての手助けができる人（提供会員）が会員になり、子どもの預かりや送り迎えを行うなど、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティア活動のこと。

○普通交付税合併算定替

合併による普通交付税（財源不足額に応じて配分されるもの）上の不利益を被ることのないよう配慮された制度。市町村合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障するもので、新しい合併特例法の下では合併時期により5年間をかけて交付税の増加額を段階的に縮減していくこととされている。

○不登校対応支援員

不登校児童生徒の未然防止及び早期対応、早期解決を図るために配置された支援員のこと。

○保育ママ制度

乳児又は幼児について、一定の要件を満たす家庭的保育者がその居宅やその他の場所において、市の認定を受けて保育を行う事業のこと。家庭的保育事業の別名。

○放課後子ども教室

小学校施設を活用し、放課後に子どもたちの安全かつ安心な居場所を確保し、異年齢の子どもとの交流やスポーツ活動を行うなど、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目的としている。

○防犯情報メール

あらかじめ登録した市民、事業者及び関係団体の携帯電話やパソコンへ、東入間警察署などからの犯罪情報や、防犯に関する情報をEメールで配信するサービスのこと。

○ホームドア

転落事故防止のため、駅のホームから線路に入れないよう設けた仕切りのこと。

ま行

○まちづくり人材登録制度

市民参加のまちづくりを推進することを目的として、人材情報を登録する制度。登録者の中から市が審議会などの委員として一部を選任する。

○水辺再生100プラン

埼玉県が実施主体で、清流づくりや川の生態系の復元といった、埼玉県内100箇所の川の再生を推進しているもの。

や行

○要援護者

高齢者世帯、要介護者、障がいのある人、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に一人で避難が難しい市民のこと。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童を始めとする保護を要する児童及びその保護者又は養育支援を必要とする妊婦に関する情報交換や支援を行うために関係機関が集まって協議をするための場のこと。

ら行

○緑地

一般には、樹木等の緑で覆われた土地を指すが、都市の中の空地や公園といった憩いの場も含まれる。

○緑地保護地区

樹木が林立している面積が300㎡以上の土地、また、良好な環境を確保するために必要と認めた地域。

○レアメタル

自動車や電子機器などの基幹産業に欠かせない金属。埋蔵量が少ない等の理由で流通量は少ないため、希少な金属となっている。

○ロケーションサービス

映画やテレビドラマ、コマーシャル等の撮影にあたり、市内の公共施設等を撮影場所として提供することと、ふじみ野市の魅力を積極的にアピールする事業。

わ行

○ワンナイトステイ

外国人を1泊2日の日程で家庭に招き、生活習慣や文化の違いを体験する国際交流事業のこと。

アルファベット・数字

○AED

Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）といい、心臓が細かくけいれんし、血液を送れなくなる重い不整脈「心室細動」の患者に電気ショックを与えて救命する装置のこと。

○DV

「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略で、配偶者やパートナー等の親密な関係にある（あった）相手からふるわれる暴力のこと。

○PDCA

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスによる、政策のマネジメントサイクル。政策・取り組みごとに推進状況や今後の方向性等を含めた評価を行うとともに、その評価結果をもとに、次年度の予算編成の方針を策定することや戦略的な事業展開を図ること。

○PFI事業

「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」の略で、国や自治体が民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を効率的・効果的に整備する公共事業の手法。

○3R

循環型社会を形成するために必要な取り組み。廃棄物の発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuce）、再生利用（リサイクル Recycle）の頭文字がそれぞれRであることから名付けられた名称。

ふじみ野市総合振興計画 後期基本計画

発行年月 平成25年2月

発 行 ふじみ野市

編 集 ふじみ野市 総合政策部 改革推進室

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電話：049-262-9051(直通) FAX：049-266-6245

URL：http://www.city.fujimino.saitama.jp

